

公益活動の制度概要

会規第22条の2

公益活動等を行う義務

会規第3条第1項 →

A 国選弁護等の公益活動【会規第3条第1項】いずれか1件受任

- ① 刑事事件の国選弁護事件
 - ② 少年事件の国選付添人事件
 - ③ 国選医療観察付添人事件
 - ④ 国選被害者参加弁護事件
 - ⑤ 当番弁護受任事件（少年当番付添人含む）
 - ⑥ 法律扶助事件 ……毎年度4月30日までに申告が必要。
- 申告不要。
但し、⑤は当番弁護担当事務局（人権課）に受任契約書の提出が必要。

*時間の算定例→P24

B 一般的公益活動10時間【会規第3条第2項】※毎年度4月30日までに申告が必要

- ① 受任に至らない当番弁護
- ② 法律相談（当会、日本司法支援センター、交通事故相談センター）
- ③ 当会、日弁連、関弁連、東京三会の委員会活動
- ④ 当会常議員、日弁連代議員・理事、関弁連理事の活動
- ⑤ 仲裁センター等の仲裁人（あっせん人含む）、仲裁人補助者の活動
- ⑥ 当会、日弁連、関弁連、実施規則に定める団体が委嘱した活動
- ⑦ 法令により官公署が委嘱した事項（実施規則に定めるもの）
- ⑧ 官公署への無償・低額報酬の法律事務の提供（以下「活動」という）
- ⑨ 人権擁護、公的な権利の保障、社会的・経済的弱者への支援・教育団体への無償・低額活動
- ⑩ 犯罪被害者、障害者その他社会的・経済的弱者のための無償・低額活動
- ⑪ 法律・司法制度・法律事務の改善・教育（実施規則に定めるもの）
- ⑫ 実施規則で定める当会、日弁連、関弁連の活動

※申告不要の職の規定あり【会規第3条第3項、別表第1】

※申告が必要な職の規定あり【会規第3条第4項、別表第2】

会規第3条第2項 →

会規第6条 →

C 公益活動負担金【会規第6条第1項】※毎年度4月30日までに申告が必要

10時間の不足時間×5,000円（上限5万円）

D 義務の免除【会規第7条】

疾病・留学・妊娠・出産・育児・介護等の正当事由（※毎年度ごとに申請が必要）
満65歳以上（申請不要）